

令和2年度の主な就労支援施策について

令和2年9月10日
東 京 都

〈目 次〉

1. 令和2年度の主な就労支援施策について

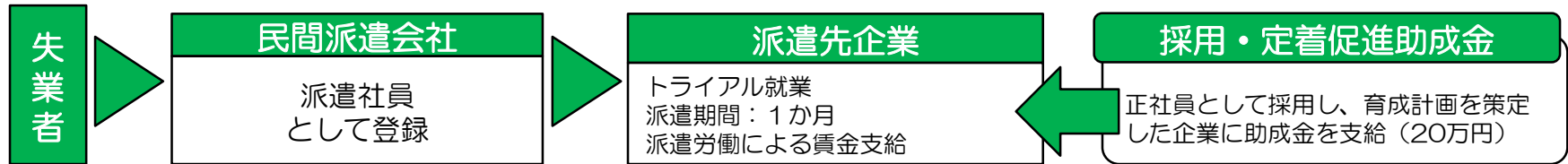
○産業労働局	1
○福祉保健局	10
○都民安全推進本部	14
○教育庁	15
○住宅政策本部	17

- 新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止めは、都内で11,200人(8月21日時点:見込み含む)
- 緊急対策として、労働者派遣制度を活用した支援事業やカウンセリングから就職面接会までを短期集中的に行うプログラムを展開するなど、失業者の早期再就職に向けた支援を実施予定

■労働者派遣制度を活用した支援と短期集中的なプログラムの展開により、早期の再就職を支援

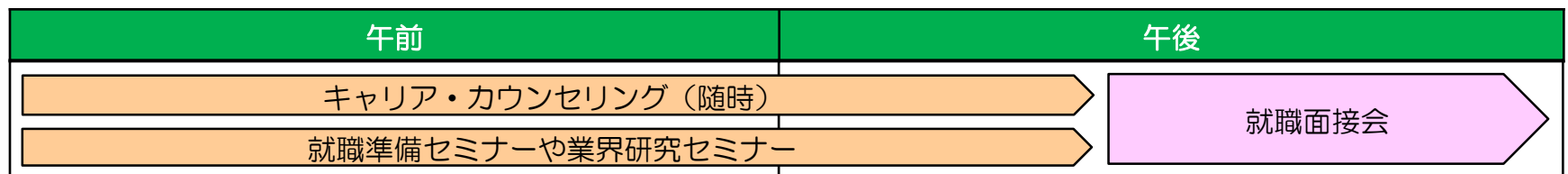
○雇用安定化就業支援事業

新型コロナの影響による失業者等を支援するため、成長産業・人手不足分野等の企業で派遣社員としてトライアル就労の機会を提供、派遣先企業への正社員就職を支援(500人)



○雇用緊急対策就職面接会の開催(令和2年第3回都議会定例会提出予定案件)

- ・カウンセリング、セミナー、就職面接会を、1日完結型で実施する短期集中型の就職支援プログラムを開催(全6回・300人)



- ・10月以降、予定していた就職面接会を、新型コロナ対策の緊急就職面接会として開催(全14回・約420人)

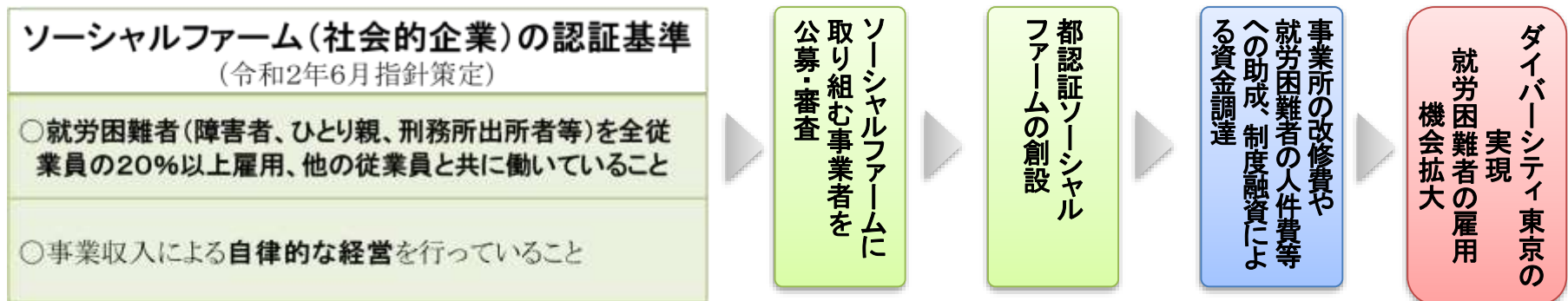
ソーシャルファーム等の活用による 就労困難者に対する支援

産業労働局

令和2年度予算額 959百万円

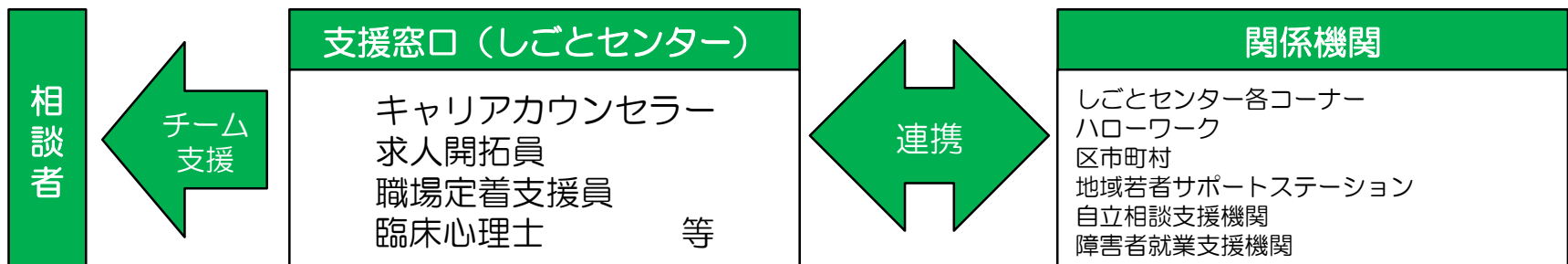
- ソーシャルファームの創設及び活動を支援することにより、障害者、ひとり親、刑務所出所者、生活困窮者などの雇用を拡大
- 就労困難者の専門支援窓口を設置し、関係機関との連携により就労・職場定着を支援

○ソーシャルファーム支援事業(918百万円)



○就労困難者特別支援事業(41百万円)

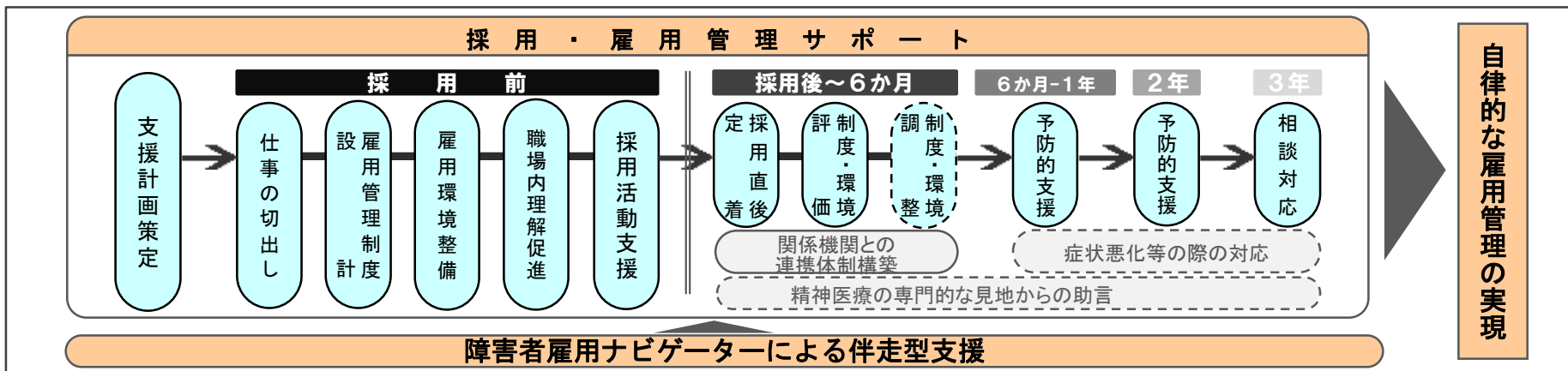
東京しごとセンターに「就労困難者に対する支援窓口」を設置し、キャリアカウンセラー等によるチーム支援を
関係機関と連携し実施



- 都内民間企業の障害者の実雇用率（2.0%）は、過去最高を更新しているが、依然として法定雇用率2.2%を下回っており、令和3年3月の雇用率引き上げを見据えて障害者雇用を促進する取組が必要
- 障害者雇用の経験がない中小企業に対しては、「障害者雇用ナビゲート事業」により、障害者の採用から定着まで専門家による伴走型の支援を実施
- 企業の採用活動を支援する「職場体験実習開拓・紹介事業」の実施により、障害者に一定の期間、企業において実習を行う機会を提供

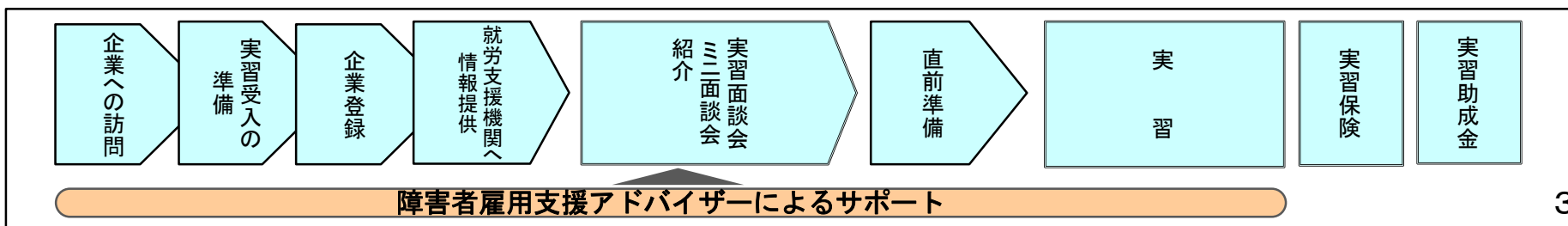
■障害者雇用ナビゲート事業(規模 60社)

初めて障害者を雇用する中小企業に対し、障害者雇用ナビゲーターが障害者の採用から定着まで伴奏型の支援を実施



■職場体験実習開拓・紹介事業(アドバイザー5名)

企業に対し、実習を希望する障害者との面談や、実習の準備から当日の運営まで、専門のアドバイザーがきめ細かくサポート



- 女性の活躍推進に向けて、「女性しごと応援テラス」における就業支援サービスや、地域でのセミナー・個別相談など、育児等と両立した再就職支援を実施
- 女性の就業拡大を図るため、セミナーや合同就職面接会などを行うイベントや、再就職への意欲を高める講座とインターンシップを併せて実施し、女性の就業を後押し

■女性しごと応援テラスの業務の流れ(新規利用者:1,428名(令和元年度))

<支援の流れ>

東京しごとセンター
1階

初回
カウンセリング

キャリアカウンセリング

能力開発(各種セミナー)

各種情報提供・求人検索

職業紹介

就
職



サービスの 主な特徴

- ◆ 専任のアドバイザーを配置し、キャリアカウンセリングから能力開発、職業紹介までをワンストップで支援
- ◆ 女性のニーズにあった求人情報の提供
- ◆ 子ども連れの相談者の方のために、テラス内にキッズスペースを設置
- ◆ 地域の保育情報等を提供する情報コーナーを設置

※多摩地域における女性就業支援の拠点として「女性しごと応援テラス 多摩ランチ」を開設予定

■イベント等の開催

- ・国や自治体と連携し、求職者向けセミナー、キャリアカウンセリング、合同就職面接会などのイベントを開催



求職者向けセミナー



合同就職面接会

- 人生100年時代を踏まえ、意欲のあるシニア及びシニア予備群が今後のセカンドキャリアについて学ぶ機会を設け、再就職や多様な働き方ができるよう支援
- 65歳以上の高齢者が企業で派遣職員として短期間就業することで、働くスキルを身に付けてもらうとともに、企業には高齢者を活用するノウハウを取得できるよう支援

東京セカンドキャリア塾

① 65歳以上対象コース

楽しみながら就業やNPO設立等に必要な知識を学ぶとともに、受講生同士の相互交流等を通し、就業意欲の向上を図る。

- ◆対象 学び直しに意欲のある65歳以上の高齢者
- ◆定員 96名程度(24名×4クラス)
- ◆期間 6か月(週1～2回受講)
- ◆場所 区部・多摩の大学
- ◆講座内容 ICT活用術、コミュニケーション術、自己分析、NPO設立、企業見学や交流会など45講座

② シニア予備群向けコース

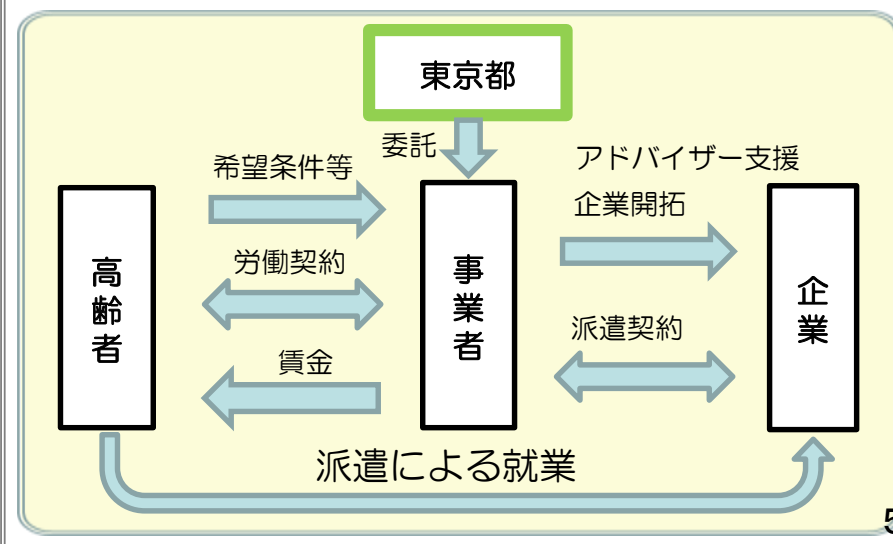
高齢期の多様な働き方について考える一連の講座と職場体験を行い、セカンドキャリアへ一歩踏み出すためのきっかけ作りを行う。

- ◆対象 55歳から64歳までの在職者
- ◆定員 120名程度(20名×2コース×3期)
- ◆期間 ①土曜日コース:1か月(週1回)
②平日夜間コース:2か月(週1回)
(各コース内で職場体験2回実施)
- ◆講座内容 キャリアデザイン術、起業等の多様な働き方など8講座

東京キャリア・トライアル65

就職を希望する65歳以上の高齢者を対象として、企業に短期間の派遣就業を行うことを支援し、高齢者の活躍の場を広げる。

- ◆派遣人数 400人
- ◆派遣期間 1週間～2か月程度
- ◆対象職種 事務職、営業職、IT技術職
- ◆費用 派遣人件費・交通費は都が全額負担
- ◆特色 専任のキャリアカウンセラーによる就業支援



育児・介護と仕事の両立支援

産業労働局
令和2年度予算額 各事業欄記載

- 情報提供から社内制度整備、制度の利用促進まで、育児・介護と仕事の両立環境整備に向け、総合的に支援を展開

情報提供

家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

(R2 予算：26,565千円 <家庭と仕事の両立支援推進事業>)

コラム、取組事例紹介、体験など、両立に役立つ情報掲載（育児、介護、病気治療・不妊治療と仕事の両立）

社内推進員養成

働きやすい職場環境づくり研修

<育児と仕事の両立> (年7回・40名程度/回)

- ① 男性育児参加支援含む研修
 - ② 休業取得促進及び職場復帰支援含む研修
- ・R1テーマ例：
「出産や育児による人材ロスを防ぐため、いま企業が取り組むべきこと」

<介護と仕事の両立> (年5回・40名程度/回)

- ・R1テーマ例：
「介護と仕事の両立支援と働き方改革～働きながら介護をするために必要なこと」
「目指せ！介護離職ゼロ～優秀な人材の確保により会社を強くする」

制度整備推進

働きやすい職場環境づくり専門家派遣 <社会保険労務士等の派遣> (規模：年間100社、1社上限5回)

育児と仕事の両立、介護と仕事の両立に関する職場環境づくり（就業規則等整備）への相談助言

働きやすい職場環境づくり推進事業

(R2 予算：284,409千円)

働きやすい職場環境づくり奨励金 ※コースや事業を選択し、合計100万円の範囲内、他に病気治療と仕事の両立推進コースなど (規模：300社)

<育児と仕事の両立推進コース>

- ① 両立制度整備（休暇制度等を新たに整備）
- ② 男性の育児参加推進事業（目標や取組内容を設定）
- ③ 多様な選択肢整備事業（柔軟な働き方を選択できるように在宅勤務制度等を新たに整備）

<介護と仕事の両立推進コース>

- ① 両立推進事業（相談窓口を社内に設置、取組計画を策定し社内外に発信）
- ② 制度整備事業（法を上回る休業、休暇制度等を新たに整備）

取得推進

育児休業取得応援奨励金 (R2 予算：60,248千円)

ママコース・・・ 1年以上の育児休業を取得させ、職場環境を整備した都内中小企業等に支給（規模：600件）
パパコース・・・ 連続15日以上育児休業を取得させた都内企業等に支給（規模：100件）

介護休業取得応援奨励金 (R2 予算：38,411千円)

連続31日以上介護休業を取得させ、職場環境を整備した都内中小企業等に支給（規模：50件）

- 中小企業が必要とする人材の確保を支援するとともに、女性や高齢者等多様な人材の活用を促進
- 業界団体の状況に応じた人材確保を支援するほか、業界独自の取組に対し経費を補助
- 地域の実情に応じた中小企業の人材確保に向けた区市町村等の取組を支援

■事業内容

1. 人材確保支援事業(中小企業採用力向上支援事業)

- (1)人材確保相談窓口
- (2)企業向けセミナー(人材確保・多様な人材活用)
- (3)専門家派遣によるコンサルティング
- (4)合同就職面接会(東京労働局と連携)



<相談イメージ>



<合同就職面接会>

2. 業界別人材確保支援事業(東京しごと財団に基金を造成)

- (1)コース別支援
人材確保の課題に沿って、セミナー、コンサルティング、合同企業説明会等の支援メニューを業界団体に提供し、傘下の中小企業を支援
- (2)業界独自の取組への支援
業界団体が実施する資格取得支援等の取組みに対して補助金を交付(補助上限:2か年で3,000万円(補助率1/2))

3. 東京都地域人材確保総合支援事業

- (1)区市町村・商工会実施事業(補助率3/4)
地域の実情に応じ、労働力確保又は処遇改善のための事業を実施する区市町村、商工会等に対し、補助金を交付
※就労困難者や就職氷河期世代の支援等の取組はモデル事業として10/10補助
- (2)多摩・島しょ地域人材確保特別支援事業(補助率10/10)
東京都商工会連合会が実施する多摩・島しょ地域における広域的な就労困難者の支援等の取組に対し、補助金を交付

- 国内労働人口の減少やビジネスのグローバル化が進む中、国内外の労働市場において、優秀な外国人材の獲得競争が激化し、中小企業は外国人材の確保が困難な状況にある。
- 高度人材を世界から積極的に呼び込むとともに、中小企業の外国人材の受入れ段階に応じてきめ細やかな支援を行う。

■事業内容

1. 外国人材受入総合サポート事業(国内)

- ・外国人材受入支援センター(仮称)
- ・合同企業説明会、インターンシップの実施
- ・外国人材受入マニュアルの作成
- ・ビジネス日本語講座及びeラーニング研修の実施

2. 海外高度人材獲得支援事業(海外)

- ・ウェブサイト「東京で働こう。」による魅力発信
- ・人材誘致プロモーション(海外現地でのPR活動)
- ・高度人材インターンシップ
- ・外国人材向け相談デスク(東京※+4か国)
※東京デスクはセンター内設置

■外国人材受入支援センター(仮称)

1. 企業向け相談窓口等

- (1) 企業向け相談窓口
相談対応及び各種支援の案内
- (2) 外国人材向け相談デスク
都内就職の相談に対応



<相談イメージ>

2. コンサルタントの派遣

- 受入環境整備等に関する助言
(20社・各社5回)



<採用セミナー>

3. 各種セミナーの開催

- (1) 企業向け
採用／活用セミナー(年6回)
- (2) 外国人材向け
就職セミナー(年12回)
- (3) 教育機関向け
留学生の就活支援
ノウハウセミナー(年1回)

IT人材の育成とオンライン職業訓練の推進

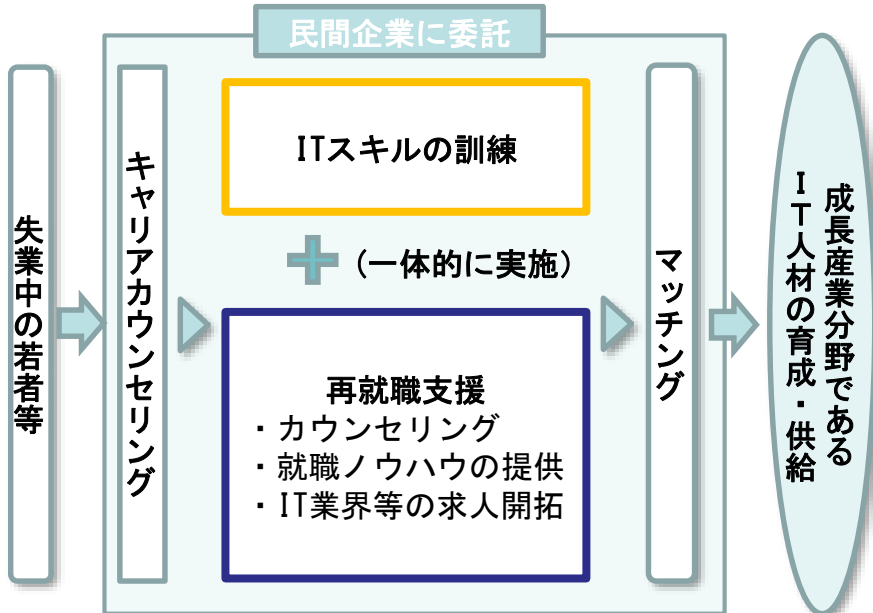
産業労働局
令和2年度予算額 282百万円

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークの導入やオンラインツールの普及が急速に進む中、デジタル社会を担うIT人材を育成するIT人材育成支援事業を試行的に実施
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と職業訓練を両立するため、オンラインを活用した訓練を展開

■IT人材育成支援事業

経験がない若者でも活躍できるよう、実践的な職業訓練と企業との個別マッチングなどの再就職支援を一体的に行い、IT人材を効果的に育成

- ・ 定員 100名
- ・ 訓練期間 2～3か月
- ・ 訓練内容(予定)
プログラミング、ネットワーク、AI等の実践的ITスキルの習得



■オンラインスキルアップ職業訓練

早期の再就職を目指し、教材などを配信して訓練生がいつでも訓練を受講できるeラーニングの委託訓練を実施

- ・ 定員 300名
- ・ 訓練期間 3か月(8月・9月・11月～)
- ・ 訓練内容
Webサイト制作科、経営管理基礎科 など

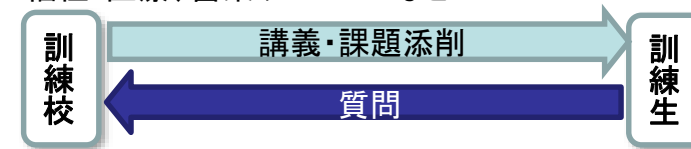


※非同期型訓練：訓練生が任意の時間に受講

■再就職促進オンライン委託訓練

テレビ会議システム等を活用した講義に加えて、訓練生の質問へのリアルタイムでの回答や電子データによる課題の添削など、同時双方向型のオンライン委託訓練を実施

- ・ 定員 300人
- ・ 訓練期間 3か月(12月～、1月～)
- ・ 訓練内容(予定)
福祉・医療、営業サービス など



※同期型訓練：講義をリアルタイムで配信・受講

- 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関である区市町村障害者就労支援センターを設置
(実施主体：区市町村)

■事業内容

【区市町村障害者就労支援センターの設置状況】

51区市町(令和2年4月現在。法人等への委託可)

【支援対象者】一般就労を希望する在宅の障害者及び就労移行支援事業所等(別紙参照)の福祉的就労に就いている障害者並びに企業、事業所等に在職している障害者など

【職員配置】 就労支援コーディネーター(必置)※1 : 就労面の支援を担当(1名以上常勤)
生活支援コーディネーター(必置)※2 : 生活面の支援を担当(1名以上常勤)
地域開拓促進コーディネーター(任意)※3: 地域開拓にかかる支援を担当(令和2年4月現在44区市町で配置)

区市町村障害者就労支援センターの機能

就労面の支援(※1)

- ・職業相談
- ・就職準備支援
- ・職場開拓
- ・職場実習支援
- ・職場定着支援
- ・離職時の調整及び離職後の支援

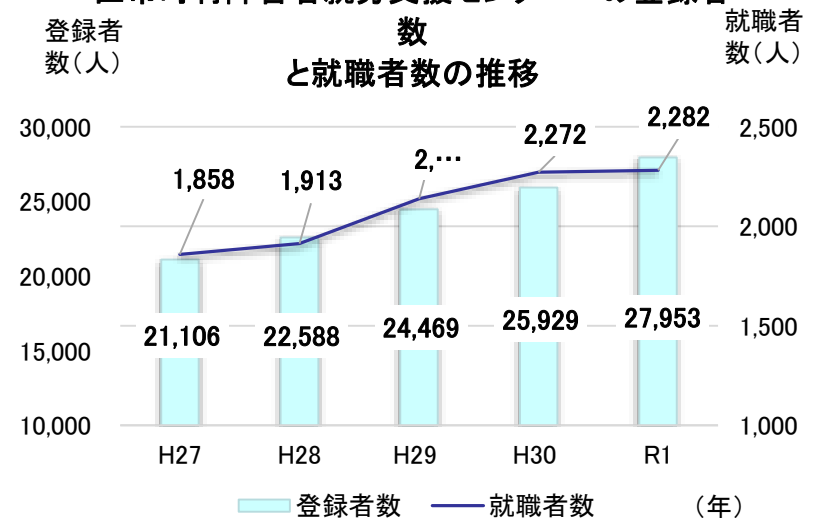
生活面の支援(※2)

- ・日常生活の支援
- ・安心して職業生活を続けられるための支援
- ・豊かな社会生活を築くための支援
- ・将来設計や本人の自己決定支援

地域開拓促進(※3)

- ・福祉施設等からの就労を希望する障害者の積極的な掘り起こし
- ・一般就労に対する働きかけや意識改革
- ・企業に対する障害者雇用へのアプローチ・新規開拓、障害者雇用への不安解消、雇用後の継続的な助言・支援等

区市町村障害者就労支援センターへの登録者と就職者数の推移



障害者総合支援法における主な就労系福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>企業等への就労を希望する者</p> <p>※65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>※65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
都の関与	<p>○障害者総合支援法に基づく給付費の費用負担(負担割合:国 1/2、都 1/4、区市町村 1/4)</p> <p>○事業者の指定及び指導(八王子市除く) 等</p>		

- ひとり親家庭の自立支援と生活の安定を図るため、ひとり親家庭及びその支援者に対する相談支援や普及啓発等を実施

■事業内容

(1)就業支援事業

○就業相談等事業

〔就業相談〕

ひとり親家庭に対し、就業に関する相談対応及び支援を行う。

〔就業促進活動〕

都内の企業等に対し、ひとり親家庭の雇用促進に対する啓発や求人の新規開拓等を行う。

〔キャリアアップ支援〕

ライフプランセミナーの実施やマネープランの設計など、家庭の状況に応じたキャリアアップ支援を行う。

〔相談支援員研修会〕

相談支援業務に従事している者に対して、ひとり親家庭の自立に関する知識技術を付与する。

○就業情報提供事業

ひとり親家庭の求職を支援するため、求職者への職業紹介、求人者への求職者紹介、求人情報の収集提供等を行う。

○就業支援講習会

ひとり親家庭に対し、就業に必要な知識技能を習得させるための講習会を実施する。

(2)生活相談事業・養育費相談事業

育児や家事、健康等の生活一般に関する相談対応や養育費に関する相談対応を行う。

(3)面会交流支援事業

離婚により子供と別居している親とその子供との面会交流の実施に必要な支援を行う。

(4)離婚前後の法律相談・離婚前後の親支援講座

離婚前後の様々な紛争の早期解決を図るため、家事事件に精通した弁護士による法律相談を行う。また、離婚が子供に与える影響や養育費・面会交流について学ぶための講義、当事者同士のグループ討議を行う。

(5)ひとり親グループ相談会

ひとり親同士が日々の生活の悩みを打ち明けたり、生活の知恵や経験を共有する機会を設ける。

■実施方法

一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会に委託。「はあと」(セントラルプラザ5階)及び「はあと飯田橋」(東京しごとセンター7階)で実施。令和2年10月に多摩地域にも拠点を開設予定。

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 (TOKYOチャレンジネット)

福祉保健局

令和2年度当初予算額 562百万円

令和2年度補正予算額 2,018百万円

- 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、サポートセンターである「TOKYOチャレンジネット」を設置し、生活支援、居住支援、就労支援、資金貸付相談等を実施

■事業内容

(1) 生活支援

- ・生活全般の相談
- ・借金問題等の法律相談 等

(2) 居住支援

- ・一時利用住宅(※)の提供
(※) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、補正予算により一時利用住宅を100戸から500戸に拡充
- ・都内の低家賃物件情報の提供・マッチング 等

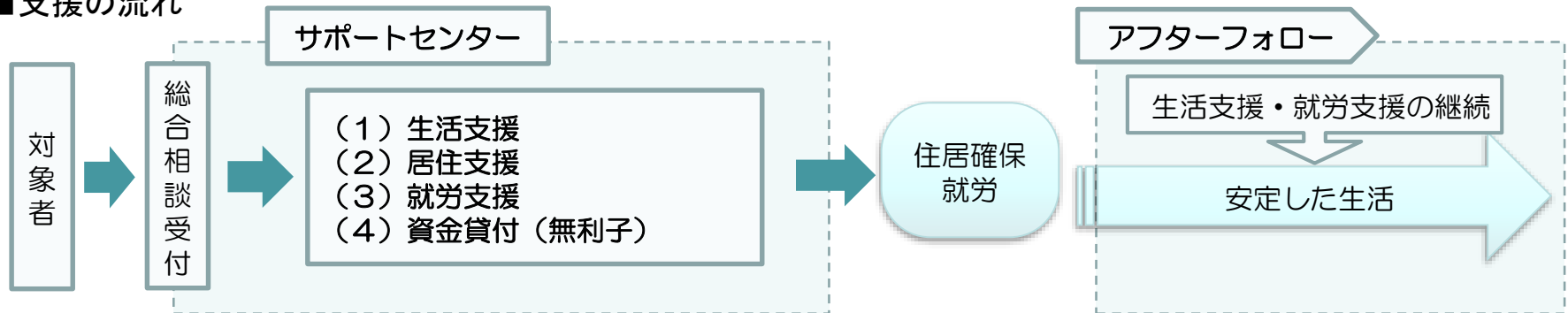
(3) 就労支援

- ・就労相談・面接指導等、就労体験
(直ちにフルタイムの就労が難しい方や長期間仕事から遠ざかっている方等を対象)
- ・就労訓練アドバイザーによる認定就労訓練事業所の開拓
- ・介護職支援コース(介護職員初任者研修の無料実施) 等

(4) 資金貸付(無利子)

- ・住宅資金や生活資金の無利子貸付を実施

■支援の流れ



他機関との連携(区市町村生活困窮窓口、福祉事務所、ハローワーク、相談機関、民間支援団体等)

保護観察対象少年の 会計年度任用職員としての雇用

都民安全推進本部
令和2年度予算額 567千円

- 非行少年や非行歴のある若者の社会復帰に向けた取組の一環として、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用する。

■背景

保護観察処分少年の再処分率（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合）

…無職者は有職者の約3倍

■対象者

更生保護法第48条で規定する保護観察対象者のうち、以下の者を対象としている。

- (1) 家庭裁判所で保護観察に付された少年（1号観察）
- (2) 少年院から仮退院を許された者（2号観察）

※ 地方公務員法第16条第1号の規定により、刑期未了の者は雇用不可。仮釈放者（3号観察）、保護観察付執行猶予者（4号観察）は欠格条項に該当

➡ 少年に就労の機会を与えてマナー等の基本的知識を学ばせ、本格的な就労に向けた第一歩の後押し

■雇用イメージ

年齢 性別	保護観察の経過		雇用期間	業務内容	勤務時間
	罪種	号種			
19歳 男子	大麻取締法違反 (所持、譲り渡し)	1号観察 (家庭裁判所で 保護観察に付さ れた少年)	2カ月程度	郵便物の封入・発送、 パソコンでのデータ 入力 ほか	7時間45分/日 月16日程度

特別支援学校の規模と配置の適正化

(就業技術科・職能開発科を有する学校の設置)

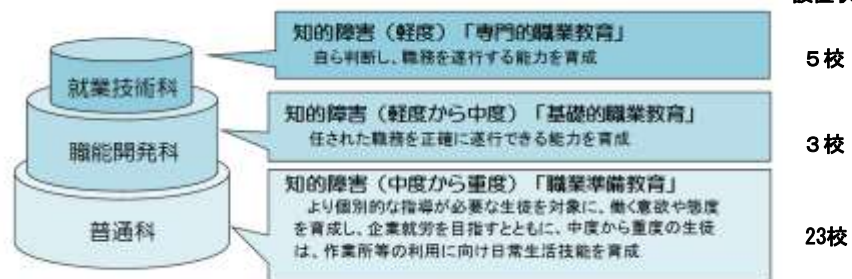
教育庁

令和2年度予算額 54百万円

- ▶ 都教育委員会では、障害のある生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を促進するため、障害の程度に応じた重層的な職業教育の展開を推進
- ▶ 重層的な職業教育の更なる充実を図り、生徒の多様な進路選択や企業就労の希望に応えていく。

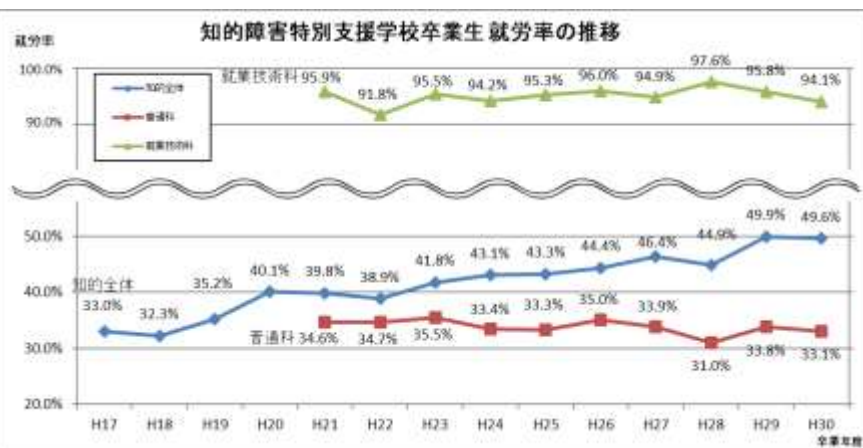
都立知的障害特別支援学校高等部における職業教育

■ 重層的な職業教育の展開



R1年度現在
設置状況

就業技術科・職能開発科の実績



- 企業OB等を活用した校内実習、就業体験、現場実習など 民間企業・関係機関と連携した就労支援
- 企業ニーズ等を踏まえたコース設定

就業技術科・職能開発科の配置状況及び設置予定

【就業技術科】

都内を城北ブロック、城東ブロック、城南ブロック、多摩北部ブロック、多摩南部ブロックに分け、それぞれの地域に就業技術科を各1校設置

【職能開発科】

城東ブロックに足立特別支援学校職能開発科及び江東特別支援学校職能開発科、城南ブロックに港特別支援学校職能開発科をそれぞれ設置



< 今後の職能開発科設置予定校と設置予定年度 >

- ④ 久留米特別支援学校 (仮称) (令和3年度)
- ⑤ 青鳥特別支援学校 (令和5年度)
- ⑥ 練馬特別支援学校 (令和6年度)
- ⑦ 南多摩地区特別支援学校 (仮称) (令和6年度)
- ⑧ 北多摩地区特別支援学校 (仮称) (設置年度調整中)

都立特別支援学校における就労支援

教育庁
令和2年度予算額 67百万円

- ▶ 都立特別支援学校高等部生徒の企業就労の拡大に向け、インターンシップ受入れ企業や就労先企業を、企業開拓業務委託や就労支援チーム（教員、就労支援アドバイザー、東京都就労支援員）で開拓し、各校の就労支援の充実を図る。

■事業内容

○民間等を活用した企業開拓

・実習先開拓の業務委託

学校の教員では開拓が進まなかった未開拓の企業の発掘を業務委託。年間100社以上の企業を開拓

・就労支援アドバイザーの委嘱

民間企業で障害者雇用に携わってきた者等、障害者雇用に関する専門的な知見をもつ者を30名委嘱

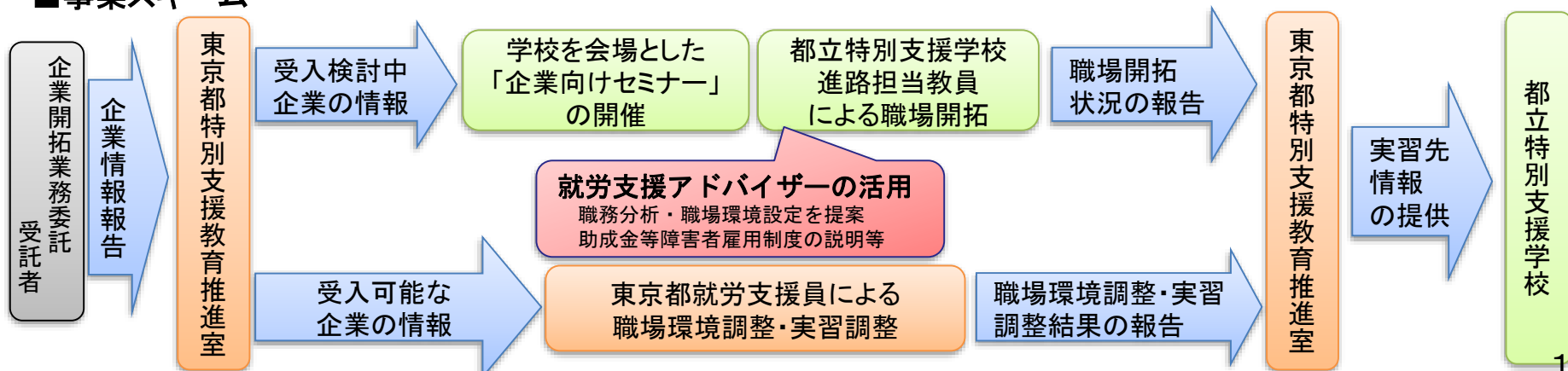
○特別支援学校就労支援体制

東京都就労支援員、各都立特別支援学校の進路指導担当者及び就労支援アドバイザーで「企業開拓チーム」を編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就職先となる企業の開拓を行う。

○企業向けセミナーの実施

教育庁、福祉保健局、産業労働局が連携して、都立特別支援学校5校を会場に開催。参加した企業に都立特別支援学校の職業教育の取組を紹介し、障害者雇用に対する理解と協力を求める。

■事業スキーム



- ▶ 住宅確保要配慮者（低額所得者、子育て世帯、高齢者、障害者等）の居住の安定の確保のため、都営住宅を中核とし、民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネットの構築を図る

①都営住宅への優先入居

都営住宅は、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難な世帯に対する住宅セーフティネットの中核である。都営住宅の入居者は、公募による募集が原則である。特別の事由のある者については、公募の中で優先的に入居できる。

◇ポイント方式: 抽せんによらず、住宅困窮度に応じて使用予定者を定める募集方式

【申込資格世帯】ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯のいずれかに該当する世帯

◇優遇抽せん: 優遇資格にあてはまる世帯について、当せん確率が高くなる制度

【対象世帯】難病患者、犯罪被害者世帯、三世帯同居、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、生活保護世帯等

◇特別割当: 国の通達に基づき、又は東京都が独自に設けている優先入居で、福祉保健局など事業実施主体に対し一定戸数を特別に割り当てる方式

【対象者】母子生活支援施設転出者、宿泊所等転出者、路上生活者自立支援センター退所者等

※優先入居のほか、福祉保健局事業の「TOKYOチャレンジネット」に対し都営住宅を提供(60戸)

②東京ささエール住宅の供給促進【令和2年度予算: 318百万円】

低額所得者や子育て世帯等を含む要配慮者を受け入れ可能な民間賃貸住宅を「東京ささエール住宅」として東京都に登録し、広く物件情報を公開するとともに、各種の経済的支援や居住支援法人による生活支援等を通じ、要配慮者の居住の安定確保を図る。

③東京都居住支援協議会【令和2年度予算: 13百万円】

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議する。協議を踏まえ、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、「区市町村」「賃貸住宅オーナー・不動産関係者・居住支援団体等」のそれぞれを対象にしたセミナーの開催等、必要な支援を実施する。

◇都内: 東京都及び15区8市(令和2年7月27日時点)